

研究概要

事業名

罪に問われた高齢・障がい者等への切れ目ない支援のための諸制度の構築事業

事業実施予定機関

2013年7月30日 から 2014年3月31日 まで

事業実施目的

罪を繰り返す高齢者や障がい者の再犯を防ぐためには、刑事手続きの「入口」・「出口」、そして、裁判から矯正施設といった「つなぎ目」で福祉の支援を行うことが重要である。「司法福祉支援センター」「調査支援委員会」「社会内訓練事業」「福祉的支援協力事業所協議会」「寄り添い弁護士」等の取り組みを実践的に行うことで、刑事手続きの早期及び「つなぎ目」での福祉的支援の有効性を示し、制度化に向けての政策提言を行うことを目指す。

事業内容

1. 「司法福祉支援センター」の設置【新規事業】

(長崎)

「被疑者・被告人」段階で福祉に繋ぐ支援が必要とされているなか、地域生活定着支援センターは現在の「出口」支援だけで手いっぱい、予算面でも「入口」支援への体制拡大が困難であることから、警察から裁判までの「入口」支援を専門に行う「司法福祉支援センター」を設置し、全国でのモデル的实施に向けた検討を行う。

福祉の支援が必要と思われる「被疑者・被告人」・執行猶予となった障がい者等について、福祉への環境調整を行う。

「調査支援委員会」の事務局を担う。

2. 「調査支援委員会」の運営【継続事業】

(宮城・和歌山・滋賀・島根・長崎)

事務局が集めた情報に基づき、罪を犯した背景となった障がい特性や成育歴等を精査し、福祉による更生支援の可能性はもとより、地域で生活していくために望まれる矯正施設又は退所後の処遇プログラムのあり方を検討する。

事務局は、委員会において必要となる情報を調査し、必要に応じて福祉施設等への受け入れ調整を行う。

長崎においては、「司法福祉支援センター」の中に置き、対象者を比較的重い事案を中心に実施する。

3. 「社会内訓練事業」等の実施【継続事業】

(長崎)

①「社会内訓練」の実施

「被疑者・被告人」・執行猶予となった障がい者等を、刑事手続の早期の段階から福祉へつなぎ、「再犯防止」に向け特性に合わせた更生支援を実施する。

②「更生支援検証委員会」の開催

「社会内訓練事業」で受け入れた対象者への更生支援を評価し助言を行う「更生支援検証委員会」を実施する。

「社会内訓練事業」を行う際には、「更生支援検証委員会」による評価を受けることを必須とすることで、不適切な支援による人権侵害を防ぎ、「社会内訓練事業」の信頼を高める。

③「更生プログラム開発委員会」の開催

専門家との連携により、「社会内訓練事業」における更生支援プログラムの開発を専門的に行うための「更生プログラム開発委員会」を立ち上げる。

4. 「福祉的支援協力事業所協議会」開催【継続事業】

(宮城・東京・和歌山・滋賀・島根・長崎)

福祉的支援を行う事業所、更生保護施設、医療機関、慈善事業団体等で構成される「福祉的支援協力事業所協議会」を立ち上げ、ネットワークの強化と公的施設を中心とした新たな「受け皿」の確保を目指す。

勉強会・研修会を開催することにより、支援を行う中で抱えている悩みの解消や支援力強化を図る。

5. 「寄り添い弁護」の実施とあり方検討会の開催【新規事業】

(予定:宮城・神奈川・東京・大阪・長崎)

①「寄り添い弁護士」の実施

警察段階から実刑判決・矯正施設退所後まで切れ目なく関与する弁護士のあり方を探る。具体的には次の通りである。

矯正施設収容中の対象者への定期的な面会を通じて、施設内処遇の妥当性や問題点を明らかにし、法的視点からのアドバイスを行う。

矯正施設収容の際に裁判時の情報を引き継ぐことや、仮出所の上申書の作成を法律家が行うことで、できるだけ早期の仮出所を可能にする。

国選弁護人が選任されない期間に必要な活動を行うこと、実刑判決を受けた被疑者について、矯正施設に対して処遇にあたって障がい特性に配慮すること(PFI 刑務所への収容

等)及び早期に特別調整に乗せるように要請すること等によって、裁判と裁判の間の空白・裁判と刑務所との間の空白を埋め、支援の切れ目をなくす。

「社会内訓練」における「更生支援検証委員会」等に参加し、本人の権利保障を行う。

ケース会議への出席等を通して福祉機関と連携し、円滑な社会復帰を妨げる法的問題(多重債務の整理、法的後見人の設定、生活保護申請同行 等)を解決する。

②「寄り添い弁護士」の試行(検討中)

福祉的支援が必要な対象者を担当している弁護士に対してアドバイスを行う。

弁護士の福祉的な知識を深めるための研修等を行う。

福祉の専門家が特別弁護人として弁護士と協働できるよう委員会を組織する。

③「寄り添い弁護士」のあり方検討

これまで裁判中のみでなく依頼人と継続的な関係を持ってきた弁護士に対して、国選弁護人制度で生じる狭間やそれを埋めるための方法論、裁判後も関わっていくために望まれる費用等の支援策について及び、各地の弁護士会におけるスーパーバイズ的な取組みについて聞き取りを行い、これまで行われてきたさまざまな「寄り添い」を制度化につなげる。

「寄り添い弁護士」として活動する弁護士と事務局との打ち合わせ会議を行う。

「寄り添い弁護士」や有識者等による検討会議を行い、具体的な役割・費用等の制度化へ向けた提言へとつなげる。

6. 「政策検討会議」の開催

①「調査支援委員会」事前協議会」の開催

「調査支援委員会」を実施する各県において、事前に弁護士・検察・地方更生保護委員会・地域生活定着支援センター等の関係する各機関への「調査支援委員会」実施にあたっての説明、役割確認を行うことで、事業の取りかかり・委員会運営をスムーズにする。

②「研究合同会議」の開催

実務者・行政機関による合同会議を行い、事業の実践方法の確認と評価及び情報共有を行うことでより効果的な実践につなげていく。

③「政策検討会議」の開催

事業の実施状況を随時取りまとめ、効果的な実践と政策提言へとつなげるために、事務局と行政機関等による「政策検討会議」を開催する。

7. 「切れ目ない支援」のためのガイドブック作成

全国での実施に向け、本事業における取り組みを基に、司法手続きに伴走する福祉のあり方をまとめたガイドブックを作成し、福祉と司法の両者に向けて「切れ目ない支援」の啓蒙・啓発を図る。

事業の効果及び活用方法

矯正施設から社会へと戻る際の司法と福祉の狭間が問題とされ、刑務所への社会福祉士の配置や地域生活定着支援センターの設置等の取り組みがなされてきた。しかし、「狭間」はそこだけではなく、司法制度と司法制度の間にも存在する。

これは一見して、福祉ではなく、司法制度の問題であるように思われるが、福祉とは、障がいがあっても公的扶助やサービスによって安定した生活を送ることができることである。刑事手続きにおいては障がいの有無にかかわらず不安定な立場に置かれるからこそ、福祉による「切れ目ない支援」が必要である。また、罪を犯した人の社会復帰支援と福祉はともに社会で生きる力の弱い人を支えてきた。司法システムに乗せられた障がい者は最も生きる力の弱い人であり、そこにこそ福祉の支援が求められているのである。

本事業によって、「切れ目ない支援」が実現し、これを制度化することができれば、「障害者権利条約」第13条1項で求められる、障がい者が捜査段階及びその他の予備段階も含めたすべての法的手続きにおける、他の市民と同程度の司法アクセスを実現することができる。

また、本事業は、障がい者が障がいゆえに不利益な立場に立つことを防ぎ、個人として地域で尊厳を持って生活することを実現することによって、障がい者の「基本的人権」を保障することにも寄与することができる。